

事業者の表示管理体制の強化及び地方消費者行政の体制整備 — 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案 —

内閣委員会調査室 齋藤 綾音

政府は、平成 26 年 3 月 11 日、食品表示等の不正事案の多発や高齢者等の消費者被害の深刻化などを踏まえ、消費者の安全・安心の確保を図るため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢の強化や、消費生活相談等により得られた情報を国、地方公共団体、地域の関係機関、民間団体等の中で共有して利用できる仕組みの整備のほか、新しい消費生活相談員資格の創設等を盛り込んだ「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」（第 186 回国会閣法第 54 号、以下「本法律案」という。）を国会（衆議院）に提出した。

本法律案は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号、以下「景品表示法」という。）、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）等の改正等を一括して行うものである。

そこで、本稿では、本法律案に係る提出の経緯、概要及び主な論点について、景品表示法改正関係と消費者安全法改正関係とに区別しつつ紹介することとしたい。

1. 景品表示法改正関係の提出の経緯

(1) 本法律案提出の経緯（景品表示法関係）

平成 25 年 10 月 22 日、株式会社阪急阪神ホテルズは自社が運営する 8 ホテル及び 1 事業部の 23 店舗、47 商品でメニュー表示と異なる食材を使用していたことを発表した。その後、同様の食品表示等の不正事案が全国のホテルや百貨店で相次いで発覚したほか、運送業者がクール便の一部を常温で宅配していたことが発覚するなど他分野にも拡大し、消費者の食への信頼を揺るがす大きな問題に発展した¹。

このような食品表示等の不正事案の多発を受け、消費者庁は、本問題に関し景品表示法に違反する事実の有無について、当事者である企業に対し調査を進めつつ、景品表示法の不当な表示の考え方及びメニュー表示等の食品表示に係るこれまでの違反事例をまとめた資料（以下「考え方及び事例集」という。）を作成し、11 月 6 日及び 8 日にホテル、百貨店等の関係団体に対して、考え方及び事例集の周知や、表示の適正化に向けた取組状況等の報告を求める要請を行った。その後、11 月 11 日には株式会社阪急阪神ホテルズ等に対し、本問題では初となる景品表示法に基づく立入検査²を実施し、12 月 19 日には景品表示

¹ 平成 25 年 12 月 9 日の第 2 回食品表示等問題関係府省庁等会議の配布資料によると、食品表示の偽装・誤表示が見られたことを政府に報告した団体・事業者数は 23 団体 307 事業者である。

² 内閣総理大臣は、措置命令を行うため必要があると認めるときは、事業者に対する報告徴収、立入検査等を行うことができる（景品表示法第 9 条第 1 項）。

法違反（優良誤認等）により措置命令³を行った。

また、本問題に関して、関係府省庁等の情報共有を図るとともに、政府一丸となった取組について協議するため、森内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）の下に「食品表示等問題関係府省庁等会議」（議長：山崎史郎消費者庁次長）が11月11日に設置された⁴。同日開催された第1回会議において、消費者庁が中心となって、各府省庁が連携して取り組む内容を定めた「今後の対処方針」が決定された。同方針は、所管する業界に対する考え方や事例集の周知の徹底、所管する業界における表示の適正化に向けた取組状況や食品表示の偽装・誤表示の状況の把握等を行うこととした。そして、12月9日に開催された第2回会議において、本問題に係る政府の基本認識、問題の所在及び適正化のための対策を定めた「食品表示等の適正化について－「日本の食」への国内外の消費者の信頼回復に向けて－」が取りまとめられた。この中では、本問題が生じた主な原因・背景として、事業者の食品等の表示に係るコンプライアンス意識の欠如、景品表示法の趣旨・内容の周知の不徹底、行政の監視指導体制の問題が挙げられ、適正化対策としては、事業者のコンプライアンスの確立と景品表示法の周知・遵守徹底、国・地方における行政の監視指導体制の強化を図る観点から、緊急に実施すべき対策を迅速に実施していくこととされた。そのうち、景品表示法の改正に係るものとして、①事業者の表示管理体制の強化、②消費者庁を中心とする国における体制強化、③都道府県知事の権限強化（措置命令の導入）⁵、④違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討が挙げられ、次期通常国会への法案提出の方向性が示された。

その後、消費者庁は、12月19日に、メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理した上で、事業者の予見可能性を高めるためのガイドラインの案を作成・公表し、同日から平成26年1月27日までの間に行われたパブリックコメント等による意見を踏まえ、3月28日に「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」（ガイドライン）を公表している。

（2）景品表示法への課徴金制度導入に向けた検討経緯

課徴金制度とは、行政庁が事業者に対して違反行為を防止することを目的として金銭的不利益を課す制度であり、現在、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び公認会計士法（昭和23年法律第103号）等に規定されている。

景品表示法への課徴金制度の導入に関しては、独占禁止法の課徴金賦課の対象範囲拡大等を内容とする改正と併せて景品表示法への課徴金制度の導入を行おうとする「私的独占

³ 内閣総理大臣は、景品表示法に違反する行為があるときは、事業者に対し、その行為の差止めや同様の行為が再度行われることを防止するために必要な事項等を命ずることができる（景品表示法第6条）。

⁴ 食品表示等問題関係府省庁等会議には、菅内閣官房長官、森内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、岡田内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官、阿南消費者庁長官のほか、内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の担当局長等が出席している。

⁵ 全国知事会は、平成25年12月5日に、都道府県知事に事業者に対する措置命令等の権限を付与することなどを求める内容の要請書を阿南消費者庁長官へ提出している。

の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」(第169回国会閣法第73号)が、平成20年3月11日に国会(衆議院)に提出されたが、第170回国会において審査未了となっている。その理由は、同法律案の国会提出後に、消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)⁶において景品表示法を消費者庁に移管することが決定されたことに伴い、景品表示法上の不当表示に対する課徴金制度の導入については、消費者庁への移管後に、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際に併せて検討することが適切であると考えられたためと思われる。

また、平成21年9月1日に施行された消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)については、衆議院修正が行われ、「政府は、消費者庁関連3法の施行後3年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」との規定(附則第6項)が追加された。

これらを踏まえ、消費者庁は平成23年10月から、有識者等により構成される「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」(座長：小早川光郎成蹊大学法科大学院教授)を開催し、平成25年6月に「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」(報告書)を取りまとめた。同報告書においては、事業者のやり得をはく奪し、事業者が不当表示を行うインセンティブを奪うことにより、不当表示を抑止することを目的とした賦課金制度の導入の意義、必要性は認められるとの指摘がなされている。

そして、先述の「食品表示等問題関係府省庁等会議」が取りまとめた「食品表示等の適正化について」において、課徴金等の新たな措置について検討を行うこととされたことを受け、平成25年12月9日、安倍内閣総理大臣は、消費者委員会に対し、景品表示法の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について諮問した。消費者委員会は、平成26年4月1日、諮問に対する中間整理を取りまとめており、同年6月を目途に答申を行う予定とされる。同答申を踏まえ、消費者庁において、課徴金を導入するための法律案の提出に向けた作業が進められることとなる⁷。

2. 消費者安全法改正関係の提出の経緯

(1) 消費者問題及び地方消費者行政の状況

ア 高齢者の消費者被害の深刻化

平成25年10月1日現在、我が国の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,189万8千人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は約25%であった⁸。高齢化率は平成36年には30%を超えることが見込まれている⁹。このように急速に高齢化が進む中、消費

⁶ 「消費者行政推進基本計画」は、平成20年2月に設置された「消費者行政推進会議」において、消費者庁設置等のため、組織の具体像等について行われた検討を取りまとめたものである。

⁷ 森内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)は、「消費者委員会での議論をにらみつつ、課徴金制度導入に係る法案提出に向けた作業を同時に進めており、6月にも予定される答申を踏まえ、できる限り早く法案を提出したいと考えている」旨答弁している。(第186回国会衆議院本会議録第12号(平26.3.28))

⁸ 総務省「人口推計」(平成25年10月1日現在)

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)

生活相談についても高齢者の相談が増加している。全国の消費生活センター等に寄せられる高齢者の消費生活相談件数は、平成 24 年度は 20 万 7,513 件であり、平成 19 年度の 15 万 4,035 件より約 3 割以上増加している。また、高齢者の相談 1 件当たりの契約・購入金額が高額化しており、契約・購入金額の平均を年度別に見ると、平成 15 年度は約 106 万円であったが、平成 24 年度は約 210 万円となり、約 2 倍になっている。さらに、一度被害に遭った高齢者が再び狙われ被害に遭う「二次被害」¹⁰の件数も、平成 21 年度は 3,518 件であったが、平成 24 年度は 8,771 件と、増加傾向にある¹¹。

消費者庁は、平成 25 年 4 月 26 日に「高齢者の消費者トラブルの防止のための施策の方針」を取りまとめ、各省庁において高齢者の消費者被害を防止するための施策を講じているが、高齢者の消費者被害を予防し、救済するためには、地域における高齢者の見守り体制を整備し、速やかに消費生活相談につなげていく取組が必要であるとの指摘がある¹²。

イ 地方消費者行政の現状及び課題

平成 21 年に制定された消費者安全法において、消費生活相談及び苦情処理のあっせんの実施は、地方公共団体の担う事務として規定されるとともに（第 8 条）、消費生活相談業務等を行う消費生活センター¹³の設置が、都道府県の義務、市町村の努力義務として規定された（第 10 条）。

平成 25 年 4 月 1 日現在、全国 1,722 ある市区町村（政令指定都市を除く。）のうち、94.5%の市区町村において消費生活センター又は相談窓口が設置されている。しかし一方で、約 4 割の市区町村においては消費生活相談業務を担う消費生活相談員が 1 人も配置されていない。取り分け、人口規模が 5 万人未満の市町村（以下「小規模市町村」という。）では、消費生活センターの設置率は 5 割を下回り、消費生活相談員の配置率も低くなっている。また、市区町村等（政令指定都市を除き、広域連合及び一部事務組合を含む。）に配置されている消費者行政担当の職員は 3,844 人であるが、消費者行政を専任で行う職員が配置されている市区町村等は全体の 1 割強にすぎず、約 9 割の職員は他の行政分野の業務と兼任している¹⁴。このように、地域によって消費者行政の体制に差が生じており、どこに住んでいても質の高い相談、救済等を受けられる体制を整備することが求められている。

また、近年の相談内容の複雑化・高度化や消費者の多様化を踏まえ、消費生活相談業務には一層の質の向上が求められているが、消費生活相談員の多くが不安定な雇用環境

¹⁰ 以前契約をした商品・サービスについて「解約してあげる」「損を取り戻してあげる」などと電話で説明し、従前の被害の救済を装い金銭を支払わせるケースが多い。

¹¹ 以上のデータは、「平成 25 年版 消費者白書」による。

¹² 日本弁護士連合会「高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワークづくりに関する意見書」（平成 25. 12. 19）

¹³ 「消費生活センター」とは、消費生活相談窓口のうち①消費生活相談について専門的な知識及び経験を有する者を消費生活相談とあっせんの事務に従事させるものであること、②消費生活相談等の事務の効率的な実施のために PIO-NET 等の適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること、③消費生活相談及びあっせんの事務を 1 週間につき 4 日以上行うことができるものであること、の 3 つの要件を満たすものをいう（消費者安全法第 10 条第 1 項、同条第 2 項、消費者安全法施行令第 6 条、第 7 条）。

¹⁴ 以上のデータは、消費者庁「平成 25 年度 地方消費者行政の現況調査」による。

に置かれており、その専門性に見合った地位と処遇が確保されていないとの指摘がある¹⁵。

現在、消費生活相談員が保有する資格として、①消費生活専門相談員、②消費生活アドバイザー、③消費生活コンサルタントの3資格（図表1）があり¹⁶、平成25年4月1日現在、消費生活相談員3,371人のうち、2,549人（75.6%）が資格を保有している¹⁷。しかし、各資格の法律上の位置付けが不明確であるため、事業者側に苦情処理のあっせんに応じてもらえない等の問題が生じており¹⁸、消費生活相談員の処遇を改善するとともに、法的な位置付けを明確化することが求められている。

図表1 消費生活相談に関する3資格

	消費生活専門相談員	消費生活アドバイザー	消費生活コンサルタント
目的	国民生活センター及び各地の消費生活センターで消費者相談に携わる相談員の能力、資質の向上等を図る。 独立行政法人国民生活センター理事長認定事業。	消費者と企業の架け橋として消費者相談業務において適切なアドバイスを行い、消費者の意向を企業経営に反映あるいは行政への提供ができる人材の養成を目的とする。内閣総理大臣及び経済産業大臣認定事業。	消費者の権利の確立と自立支援に必要な専門的知識を修得し、消費生活相談員並びに各方面での地域リーダー等消費生活問題の専門家を養成する。 (財)日本消費者協会認定事業。
実施機関	独立行政法人 国民生活センター	一般財団法人 日本産業協会	一般財団法人 日本消費者協会
位置付け	国民生活センター理事長認定	(財)日本産業協会会長が称号付与	(財)日本消費者協会会長が称号付与
関連団体(注)	(公社)全国消費生活相談員協会	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)
資格者数	5,431名(平成26年1月)	11,484名(平成26年1月)	3,131名(平成26年1月)
試験・講座開始時期	平成3年(1991年)試験開始	昭和55年(1980年)試験開始	昭和37年(1962年)講座開設
受験料	受験手数料(消費税込み) 11,260円 ※登録手数料(合格者のみ) 3,500円(認定証料を含む)	12,600円 (称号付与申請に10,500円)	受講料 ・昼間コース 90,000円 (企業派遣の場合は130,000円) ・夜間コース 130,000円
更新の有無	あり(5年)	あり(5年)	なし
更新費用等	3,300円(認定証料を含む)	10,500円	なし
受験・受講資格	制限なし	制限なし	消費生活に関心を持ち、現在活動を行っているか、または今後活動を目指す一般消費者。 ※事前課題論文(400字)による書類選考を行い、書類選考後面接によって受講許可の取得が必要。
資格取得方法	【一次試験】 ・筆記試験(択一式及び〇×式筆記試験) ・論文試験(1200字 2問から1問選択) 【二次試験】 ・面接試験 (消費者問題等に係わる学識及び消費生活専門相談員として業務を遂行するための適性の有無を判定)	【一次試験】 ・筆記試験(記号選択問題) 【二次試験】 ・論文試験(800字/60分8問から2問選択) ・面接試験(個人面接形式で志望動機、資格活用の展望等を中心に問い、適正の有無を判定) ・実務研修(4日:経験のない者)	【講座受講】 昼間コース:7週間 夜間コース:週2回・6か月間 講義 実務実習 修了論文(作成・発表) 資格取得試験

(注) 当該資格を保有していることを正会員となる要件の一つとしている団体

(出所) 消費者庁資料を基に作成

¹⁵ 消費者庁「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」(32頁)(平22.2.9)

¹⁶ 消費者安全法施行規則第7条に付与団体と資格が限定列挙されている。

¹⁷ 消費者庁「平成25年度 地方消費者行政の現況調査」

¹⁸ 第185回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第3号10頁(平25.11.6)

(2) 本法律案提出の経緯（消費者安全法関係）

平成 21 年に成立した消費者庁及び消費者委員会設置法に、「政府は、消費者庁関連 3 法の施行後 3 年以内に、消費生活センターの法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」との規定（附則第 4 項）が衆議院修正により追加された。

これを受け、政府は地域体制及び消費生活相談員の法的位置付け等に関し、以下のとおり、検討会や意見交換会などを設けて検討を行ってきた。

ア 消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会中間報告

消費者庁は、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図るため、平成 23 年 10 月から、有識者で構成される「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」（座長：山本隆司東京大学大学院法学政治学研究科教授）を開催し、平成 24 年 8 月 2 日に「中間報告」を取りまとめた。「中間報告」では、①消費生活相談の質の向上及び全国的な水準の確保、②消費生活相談員が専門職であることの明確化、③相談員資格に対する社会的評価の向上のため、「消費者等にとって分かりやすく、かつ、消費生活相談員に必要な技能等を十分に担保する新たな資格を創設し、法律に位置付けるべき」とされた。

イ 地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議

消費者委員会に設置された「地方消費者行政専門調査会」（座長：宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、平成 25 年 8 月 6 日に報告書を取りまとめ、住民が「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制」を実現し、それを維持・継続していくための優先課題として、①広域連携や「よろず相談窓口」の強化による小規模市町村の消費者行政体制の底上げ、②庁内連携及び官民連携を通じた「地域力」強化による地方消費者行政の体制強化、③研修の強化等を通じた消費者行政担当の地方自治体職員に対する支援策を掲げるとともに、その施策推進のために消費者庁及び国民生活センターにおいて取り組むべき方策についての提言も盛り込んだ。消費者委員会は、同日、森内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）に対し、同報告書を基とする「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」¹⁹を行った。

ウ 消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会報告書

消費者庁が、平成 25 年 10 月から 12 月にかけて開催した「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」（座長：大森彌東京大学名誉教授）において、高齢者等の消費者被害の深刻化など多様な支援を要する消費者問題の実情を踏まえ、消費者庁は消費生活相談等で得られた情報を関係機関で共有・活用するための見守りネットワークの構築及び消費生活相談体制の質の担保のために必要な施策につ

¹⁹ このほかに消費者委員会は、これまで地方消費者行政の強化に関して、「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」（平 24. 7. 24）、「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」（平 23. 4. 15）を行っている。

いて検討が行われ、同年12月13日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、消費者トラブルに対して、迅速かつ適切に対応し、消費者である住民にとって必要な行政サービスを総合的に提供できるよう、消費生活相談員及び消費者行政担当職員の配置等を強化するとともに、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止が可能な「地域体制」づくりを目指すことが重要であるとされた。

政府は、これらの検討結果等を踏まえ、平成26年3月11日、景品表示法の改正及び消費者安全法の改正等を一括して行う本法律案を、国会（衆議院）に提出した。

3. 景品表示法改正（本法律案第1条）の概要

（1）事業者のコンプライアンス体制の確立

ア 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備等の必要な措置を講じなければならない（第7条第1項。景品表示法改正後の条文を指す。以下同じ。）。

また、内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする（同条第2項）。

イ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置

内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができ（第8条）、事業者が正当な理由がなく事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる（第8条の2）。

（2）情報提供・連携の確保

ア 適格消費者団体への情報提供

消費者安全法に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員（4.（4）イ）は、適格消費者団体²⁰が差止請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、情報を提供することができる（第10条）。

イ 関係者相互の連携

内閣総理大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長等の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする（第15条）。

²⁰ 「適格消費者団体」とは、「消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けたもの」である（消費者契約法第2条第4項）。平成26年4月1日現在、全国で11団体設立されている。

(3) 監視指導態勢の強化

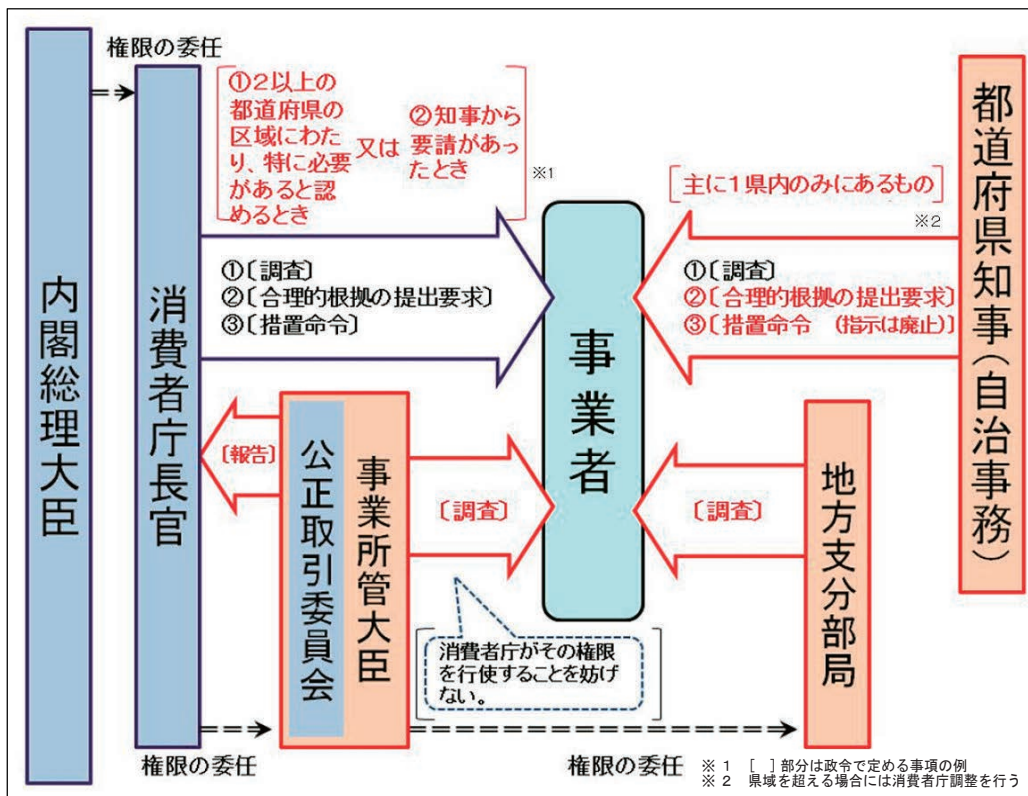
ア 国の執行体制の強化

消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があること等の事情があるため、事業者に対し、措置命令又は勧告（(1)イによるもの）を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、委任された権限（報告の徴収及び立入検査等の権限に限る。）を当該事業者の事業所管大臣又は金融庁長官に委任することができる（第12条第3項）。事業所管大臣は、委任された権限を行使したときは、その結果について消費者庁長官に報告するものとする（同条第4項）。事業所管大臣は、委任された権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる（同条第5項）。

イ 都道府県の執行体制の強化

消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができ（同条第11項）、現行の景品表示法の下で行うことができるとされていた指示や措置請求に代わり、消費者庁と同様に措置命令及び合理的根拠提出要求を行うことができることとなる（図表2参照）。

図表2 景品表示法改正後の執行体制



(出所) 消費者庁資料に筆者加筆

4. 消費者安全法改正（本法律案第2条）の概要

(1) 消費生活相談等の事務の実施

ア 消費生活相談等の事務の実施のための体制整備

都道府県は、市町村に対する必要な助言等の援助を行うほか（第8条第1項第1号。消費者安全法改正後の条文を指す。以下同じ。）、市町村の消費生活相談等の事務の共同処理又は他の市町村への委託に関する必要な調整を行うことができる（同条第3項）。

また、消費生活相談等の事務に従事する職員又はその職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（同条第4項）。

イ 消費生活相談等の事務の委託

都道府県及び市町村は、消費生活相談等の事務を適切に実施できる者にその事務を委託することができる（第8条の2）。

ウ 国及び国民生活センターの援助

国及び国民生活センターは、消費生活相談及びあっせんの事務の実施に従事する者への研修等の必要な援助を行うものとする（第9条）。

(2) 消費生活センターの設置等

ア 消費生活センターの設置

消費生活センターにおいては、消費生活相談員を消費生活相談及びあっせんの事務に従事させるものとし（第10条第1項、第2項）、消費生活センターを設置する市町村以外の市町村は消費生活相談及びあっせんの事務に従事させるため、消費生活相談員を置くように努めなければならない（同条第3項）。

イ 消費生活センターの組織及び運営等

都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、内閣府令で定める基準を参酌し、条例を定めるものとする（第10条の2）。

ウ 消費生活相談員の要件等

消費生活相談員は、消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならない（第10条の3第1項）。消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務内容の変化に適応するため、消費生活相談及びあっせんの事務に関する知識及び技術の向上に努めなければならない（同条第2項）。

エ 指定消費生活相談員

都道府県知事は、消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う消費生活相談及びあっせんの事務の実施に関し、助言等の援助を行う者を指定消費生活相談員として指定するよう努めなければならない（第10条の4）。

(3) 地方公共団体の長に対する情報の提供

内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報を提供できる（第11条の2第1項）。

地方公共団体の長は、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費生活相談の事務の実施により得られた情報を提供できる（同条第2項）。

国民生活センターの長は、地方公共団体の長からの求めに応じ、あっせん及び相談の業務の実施により得られた情報を提供できる（同条第3項）。

（４）消費者安全の確保のための協議会等

ア 消費者安全確保地域協議会

国及び地方公共団体の機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる（第11条の3第1項）、協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等の関係者を構成員として加えることができる（同条第2項）。協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ること等の必要な取組を行うとともに、協議会の構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供等の必要な協力を求めることができる（第11条の4）。

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第11条の5）。

イ 消費生活協力団体及び消費生活協力員

地方公共団体の長は、民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができ、消費生活協力団体又は消費生活協力員は、消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること等の活動を行う（第11条の7）。

消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、前段の活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第11条の8）。

（５）登録試験機関

ア 登録試験機関の登録等

消費生活相談員資格試験を実施する試験機関の登録制度を設けることとしており、内閣総理大臣は登録の要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格に関する登録試験機関として登録しなければならない（第11条の11）。なお、登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う（第11条の12）。

イ 登録試験機関に対する監督等

内閣総理大臣は、適合命令（第11条の20）、改善命令（第11条の21）、登録の取消し等（第11条の22）を行うことができる。

（６）財政上の措置等

国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない（第46条）。

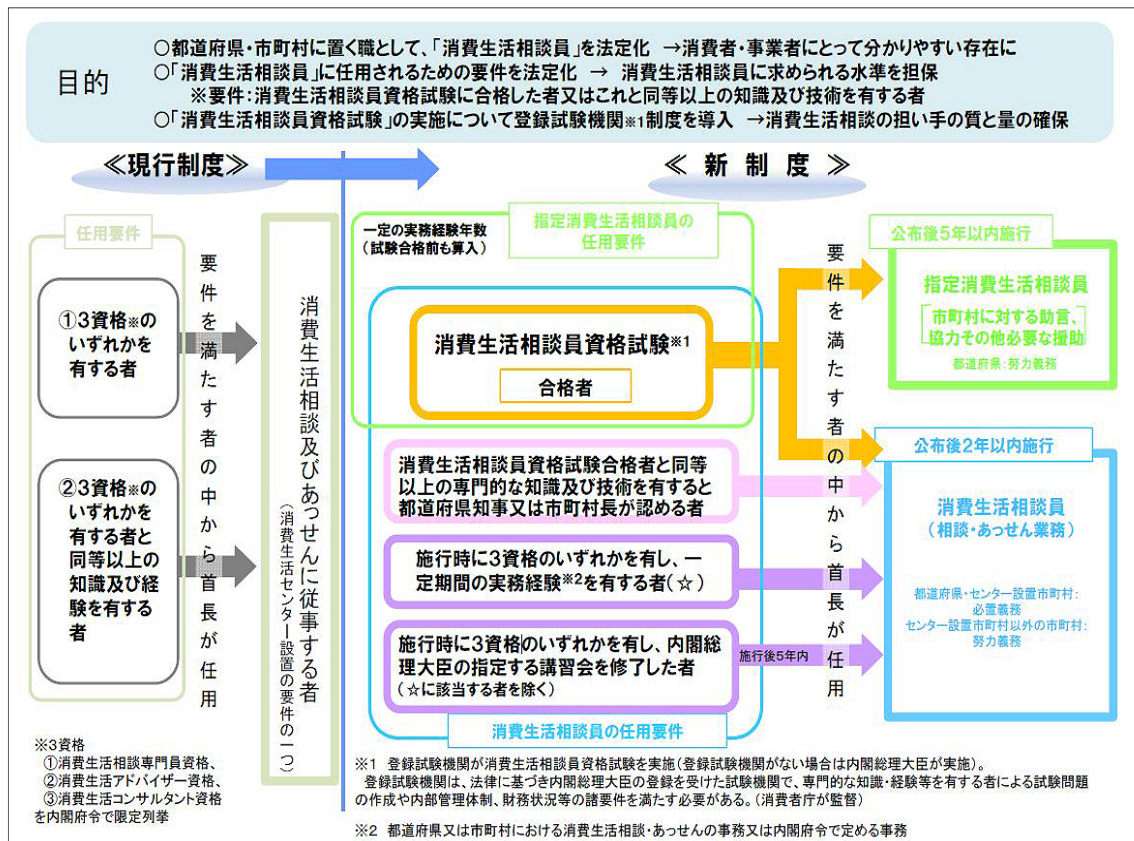
(7) 罰則

消費生活相談等の事務に従事する都道府県及び市町村の職員、消費生活相談等の委託を受けた者、協議会の事務に従事する者、登録試験機関の役職員等が、秘密保持義務の規定に違反して秘密を漏らしたときは「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」となる（第53条第1項）。

(8) 経過措置

施行時に3資格のいずれかを有し、一定期間の実務経験を有する者は消費生活相談員資格試験に合格した者とみなし（本法律案附則第3条第1項）、施行時に3資格のいずれかを有し、内閣総理大臣の指定する講習会を修了した者は、施行後5年以内に限り消費生活相談員資格試験に合格した者とみなす（同条第2項）。

図表3 新しい消費生活相談員の任用の流れの施行イメージ



(出所) 消費者庁資料

5. 独立行政法人国民生活センター法改正（本法律案第3条）の概要

独立行政法人国民生活センターの役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、違反したときは「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」となる。

6. 政府の措置（本法律案第4条）の概要

政府は、この法律の施行後1年以内に、景品表示法における課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

7. 景品表示法改正関係の主な論点

（1）事業者が講ずべき表示等管理体制の在り方

本法律案では、事業者に対し表示等の適正管理体制の整備等を義務付けており、内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して指針を定めるものとしている。食品表示等の不正事案が多発した原因の一つに、事業者の食品等の表示に係る法令遵守意識の欠如が挙げられたことから、事業者が表示の重要性を認識し、自発的な体制整備を促すことにつながる指針の策定が望まれる。しかし、食品製造業のほとんどは中小零細事業者であり、経営基盤も強固なものとは言えないとの指摘²¹もあることから、この指針は、事業者の規模・業種などを考慮したものとなるよう配慮する必要があるだろう。

（2）行政の景品表示法違反行為に対する執行体制の強化

ア 国の景品表示法に係る体制の在り方

本法律案では、消費者庁長官は事業所管大臣等に、立入検査等の調査権限を委任できるとしている。この委任ができるのは、緊急かつ重点的に対処する必要があるという臨時的な場合に限られる。そのため、委任先の省庁等の担当職員が適正かつ円滑に調査を行うためには、消費者庁はあらかじめ、委任先の担当職員に対して、景品表示法の考え方や個別事案の処理手続等について周知しておく必要があるだろう。そして、実際に委任先の省庁等が調査を行う際には、消費者庁との間で速やかに必要な連絡や調整を行えるよう、日頃からの連携体制を構築し、いざという時の効果的な法執行に備えておくべきである。

イ 都道府県の景品表示法違反行為に対する執行体制の課題

現行法で行うことのできる都道府県知事による指示は、都道府県ごとに件数の多寡が見られる。平成15年度から25年度までの間、都道府県知事による指示は計267件行われているが、6都道県（北海道、栃木、埼玉、東京、静岡、兵庫）で全体の件数の約6割を占める一方、9県（青森、富山、石川、福井、山梨、三重、岡山、広島、鹿児島）では一度も行われた実績がない²²。このような状況にあるのは、景品表示法を専任で担当する職員が配置されている都道府県は東京都など一部に限定されているなど²³、そもそもの消費者行政担当職員の不足が背景にある。本法律案において新たに付与されることとなる措置命令権限及び合理的根拠提出要求権限を適宜、的確に行使するためには、

²¹ 第183回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第7号1頁（平25.5.23）

²² 消費者庁「景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要」（平成26年2月28日現在）

²³ 『日本消費経済新聞』（平26.3.15）

都道府県における景品表示法に係る執行体制をいかに強化していくかが課題となる²⁴。

また、都道府県知事による措置命令及び合理的根拠提出要求は、全国で統一的な基準に基づく運用がなされることが重要であることから、消費者庁は、景品表示法の法執行に係る考え方や個別事案の処理手続等について、都道府県の担当職員に対し十分な周知を行う必要がある。平成 24 年より運用が開始されている景品表示法執行 N E T システム²⁵を活用した情報共有の促進も図るべきであろう。

(3) 課徴金制度導入に当たっての検討課題

本法律案においては、政府が課徴金制度導入の検討に取り組むことを明確に示すための規定が置かれた。先述(1.(2))のとおり、現在は消費者委員会において検討が進められており、平成 26 年 4 月 1 日に公表された中間整理の中では、委員の意見としては、不当表示を事前に抑止するための方策として、違反行為者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対するインセンティブを削ぐ課徴金制度の導入の必要性が高いということで一致したとされている。

もっとも、被害回復の観点からの制度設計をめぐっては、徴収した課徴金が何らかの形で一般消費者に還元される仕組みを構築すべきとの消費者団体などからの意見²⁶がある一方で、事業者団体からは、飽くまで国庫に入れ、制度の趣旨・目的に沿った取扱いをすべきとの意見²⁷も出されており、今後の議論において注視すべきテーマであろう。

景品表示法への課徴金制度導入に関する検討については、既に「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において報告書が取りまとめられていることもあり、森内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)は「長年検討されてきて、論点も出尽くされている」と述べている²⁸。しかし、我が国初の消費者法体系への課徴金制度の導入ということもあり、消費者庁においては、消費者及び事業者双方の意見に十分配慮した法案化作業がなされることが求められる。

8. 消費者安全法改正関係の主な論点

(1) 消費者安全確保地域協議会の設置

本法律案により、高齢者等の見守り活動を行う関係者間で必要な情報を共有する拠点として、協議会を設置できることとした。協議会は、高齢者等の消費生活上特に配慮を要す

²⁴ 森内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)は、財政的支援としては、「相談員への研修や法執行等の強化を図るための施策として、地方消費者行政活性化交付金の活用が考えられる」としており、人員確保策としては「今回の措置命令権限の付与は全国知事会の要望に応えるものであり、各都道府県の努力に期待するが、合理的根拠提出要求権限の付与により、調査の効率化が見込まれる」旨答弁している。(第 186 回国会衆議院本会議録第 12 号(平 26. 3. 28))

²⁵ 景品表示法執行 N E T システムとは、霞ヶ関 WAN、L G WAN(地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用ネットワーク)を用いて、景品表示法の違反被疑調査情報や事業者等からの事前相談情報等について、消費者庁・都道府県・公正取引委員会地方事務所との間で共有を図るものである。

²⁶ 特定非営利活動法人消費者支援機構関西「景品表示法の改正に関する意見」(平 26. 2. 25)

²⁷ 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度導入の検討についての基本的な考え方」(平 26. 2. 25)

²⁸ 森内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)記者会見(平 26. 2. 7)

るとされる消費者にとって身近な地域ごとに形成される必要があり、その在り方は地域の実情によって異なるものとなるが、制度の発足当初においては、各地域が一から協議会を設立していくことは容易でないと思われる。各地域における協議会の設置が円滑に進むよう、既存のネットワーク²⁹を活用するとともに、消費者庁において、先進的な事例の紹介、協議会の設置に関するノウハウの発信などの積極的な支援が期待される。

また、実効性ある協議会を設立するためには、行政における消費生活部門と高齢者福祉部門の連携が重要であり、消費生活センターは地域包括支援センター³⁰などと日常的な協働関係を確保するべきとの意見もある³¹。

(2) 消費生活相談等情報の活用と保全

本法律案により、消費者庁長官、国民生活センター及び地方公共団体の長が、いわゆる「被害者リスト」³²を協議会に提供することが可能となり、見守り活動等へ活用することが想定されているが、一方で、地域に提供したリストが悪質業者に流出し、悪用されるのではないかとの懸念³³も示されている。消費生活相談等の情報の提供の方法については、阿南消費者庁長官は「本法律が成立した後に内閣府令で制定したいと考えておりますし、この協議会が効果的で適切な身守り活動を行うためのガイドラインも策定したいと考えています。内閣府令とガイドラインで、協議会での情報が適切に共有され、保全され、協議会関係者から悪質事業者への情報の漏えいなどが起きないように基準を示していきたい」と発言している³⁴。内閣府令、ガイドラインの策定に当たっては、提供する情報の内容や提供先の範囲など、個人情報を適切に管理するための方策のほか、具体的な見守り活動の実施方法についても、見守られる側の意思や感情に配慮しつつ、地域の自主性の下で効果的・効率的に実施するための方策が示されるものとなるよう、留意する必要がある。

(3) 新消費生活相談員資格の在り方

本法律案において創設される登録試験機関制度により、要件を満たせば多様な機関が消費者生活相談員の試験機関に参入できることとなるが、各登録試験機関間の受験者の獲得競争のため、試験が易しくなってしまうのではないかとの懸念がある³⁵。また、試験科目の一部や試験の実施細目などは内閣府令で定めることとされており、具体的な資格試験の内容や水準が見えてこないとの指摘もある³⁶。今後、内閣府令等によって示される具体的

²⁹ 例えば、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）に基づく「消費者教育推進地域協議会」は、平成26年3月20日現在、14都府県に設置されている。

³⁰ 地域包括支援センターとは、介護保険法に基づき区市町村の下で設置される、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関である。

³¹ 日本弁護士連合会「高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワークづくりに関する意見書」（平25.12.19）

³² 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の執行の過程で入手した名簿を活用するとされる。（阿南消費者庁長官記者会見（平25.9.3））

³³ 『NHK NEWS WEB』（平26.3.20）〈http://www3.nhk.or.jp/news/web_tokushu/2014_0320.html〉

³⁴ 阿南消費者庁長官記者会見（平26.3.12）

³⁵ 『日本消費経済新聞』（平26.3.15）

³⁶ 『日本消費経済新聞』（平26.3.15）

な制度設計が、消費生活相談員の質を担保するに十分なものとなっているかについては注視していく必要があるだろう。

なお、現行の3資格保有者に対しては経過措置として、一定の実務経験がある者や、指定された講習を修了した者を新しい消費生活相談員資格試験の合格者とみなすこととしているが、このみなし規定が適用される具体的な実務経験の内容、その従事期間、講習の内容については、内閣府令で定めることとされており、現行の3資格保有者の不安を払拭するため、できるだけ早く具体的な内容を示すことが求められる。

(4) 資格保有の地域偏在の解消

平成25年4月1日現在、63.9%の市区町村が消費生活相談員を配置しており、計2,422人の相談員のうち、1,720人(71.0%)が現行の3資格の1つ以上を保有している。しかし、地域ブロックごとに資格保有者の割合をみると、南関東は95%、近畿は86%と高い水準にあるのに対し、四国は57%、東北は51%、北海道では37%にとどまるなど、資格の保有に地域的な偏在が見られる³⁷。消費生活相談の全国的な水準確保のため、新しい消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、各地域における試験や講習の機会を確保し、資格保有者の地域偏在を解消していくことが課題となろう。なお、消費者庁は、平成26年1月、どこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、地方消費者行政活性化基金を通じた当面の政策目標を設定した「地方消費者行政強化作戦」を定めており、その中で消費生活相談員の資格保有率については、各都道府県内における消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げることを目標としている。

(5) 消費生活相談員の処遇改善

消費生活相談の実務を担う消費生活相談員の処遇の改善をめぐっては、長らくその必要性が指摘されてきたところである。消費者問題の高度化等に対応するため、消費生活相談員には、多岐にわたる専門的知識・能力が求められる一方で、消費生活相談員の75.8%が非常勤職員等であり、常勤職員以外の者の86.7%が1年間の期間で雇用されている中、19.2%の地方公共団体が雇用期間の更新回数の制限(いわゆる「雇止め」)を設けているなど³⁸、依然として不安定な雇用状況に置かれている³⁹。

消費生活相談員は、従来、消費者安全法において間接的に規定されていたにすぎなかったが、本法律案により、法律上の職として明確に位置付けられることとなる。これを端緒として、消費生活相談員がその職務に見合った適切な処遇の改善が講じられていくよう、消費者庁始め関係機関の取組が期待される。

(さいとう あやね)

³⁷ 消費者庁「平成25年度 地方消費者行政の現況調査」

³⁸ 消費者庁「平成25年度 地方消費者行政の現況調査」

³⁹ 消費者庁長官は、平成25年2月27日に、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」を各都道府県知事に通知しており、雇止めをしている地方公共団体に対して、地方消費者行政活性化基金の活用期間を2年短縮するとしている。